

<研究動向>ハンセン病論の現在とライフストーリー

だって、当事者がそう言うものですから¹⁾

——ハンセン病療養所における聞き取りの手立て——

阿部 安成

¹2010年7月19日から10月31日までを開催期間とした「瀬戸内国際芸術祭2010」（以下、芸術祭、とする）で、国立療養所大島青松園のある香川県高松市の大島も、その会場となった。大島はそのほとんどが療養所なのだから、大島青松園が会場となったというほうが正確かもしれない。そこでの展示の「目玉」は、かつて療養所で実際に使用されていた解剖台だという。芸術祭展示作品となった解剖台についての報道は、それが人びとの「悲しみ」を引き出したとの内容が主調となった²⁾。ハンセン病は悲しい、もう少し言葉を足せば、ハンセン病の歴史は悲しい——これが解剖台をめぐる事態を知ったほとんどの新聞記者の感想だった。

癩そしてハンセン病をめぐる「感傷主義」については、すでに、加藤尚子はその著書『もう一つのハンセン病史—山の中の小さな園にて』（医療文化社、2005年。以下[加藤2005]とする）の「文化人類学の違和感—「おわりに」に代えて」でふれていた。癩そしてハンセン病にかかわる「感傷主義」は、なにも新聞報道にだけかぎられた感慨の根ではないようだ。加藤は、「感傷主義〔中略——引用者による。以下同〕に浸ることなく」仕事をすすめようとしていた。彼女の仕事は、癩そしてハンセン病をめぐる事態をどのように考える

¹⁾ 本稿は、2010年度滋賀大学研究推進プログラム「基盤研究」助成による研究題目「20世紀日本のハンセン病療養所における生命管理の実証研究」の成果の1つである。

²⁾ 解剖台の展示報道と写真を史料として紹介する論稿を執筆し、学会誌に投稿した（2010年8月31日投函。2か月以内に審査結果の通知がある予定）。その補遺として、阿部安成「解剖台顕現—国立療養所大島青松園と瀬戸内国際芸術祭2010と展示作品解剖台」（滋賀大学経済学部Working Paper Series No.140、2010年10月）を発表した。また「悲しみ」と「感傷主義」論の系譜をめぐる同「悲しみの根、悲しさのゆくえ—瀬戸内国際芸術祭2010の展示作品解剖台が涙を誘った」同No.141、2010年12月）で論じた。

手立てとなったのか。そこでの議論が機軸としている聞き取りやライフストーリーの論点を批評して、ハンセン病論をめぐる現在の研究動向の一端をつかみ、つぎの論述を展望する試みをこの小文で展開しよう。

加藤²の議論をみよう。加藤は[加藤 2005]のあとに、山本須美子との共著『ハンセン病療養所のエスノグラフィ―「隔離」のなかの結婚と子ども』(医療文化社、2008年。以下[加藤・山本 2008]とする)をつくっている。両著はのちにみるとおり、記述のうえでいくつもの重複箇所がある。それだけ強調したい主張なのだろうから、そこに着目しよう。「感傷主義」からの脱却がその1つで、そこでは武田徹と大西巨人の論が参照され、かつ、自著[加藤・山本 2008]の第6章第5節を参照せよとの指示がある。その章題は「園と「社会」の狭間を生きて」で、第5節には「「救らい」とは見捨てないこと」の題がつけられている。第5節はさらに4つの項に分かれ、「光田批判」「善き隣人」「小島の春」「感傷主義の終焉」の題目がついている。

ここ第6章第5節での著者——「私たち」の主語が用いられているので加藤と山本の両名だろう——の姿勢は、「療養所のエスノグラフィを完成させるためには、内と外から療養所を見つめ、臨床の現場を支えてきた医療関係者の証言が不可欠だ」と設定すること、そのうえで、「あまりにもシンプルな勧善懲悪の構造」を排除して、「多様な現実」をみることである³⁾。ここまでは、徳永進と武田徹の議論が参照されている。

さきの引用では、「内と外から療養所を見つめ」と「臨床の現場を支えてきた」とがつながるのか切れるのか、曖昧にすぎる表現だった。ついでこの内と外の議論となる。「外の人たち」は「正論」を説けるが、それによって「現場の現実を語りにくく」くしてはだめであ

³⁾ ここでの議論はつぎのとおり記されていた。「しかし、徳永や武田が指摘するように、光田批判に象徴される今日のハンセン病問題の論調は、あまりにもシンプルな勧善懲悪の構造に過ぎ、多様な現実の一面しか見ていないのではないだろうか(352頁)。「加藤 2005」をみると、「初心者の中には、ハンセン病療養所の現実が、マスコミによって意図的な単純化して伝えられているような気がした。勧善懲悪的な問題のとらえ方では、多様な現実の一面しかとらえることができないのではないか(240頁)とあった。これまたあとでみるとおり、リサイクル(記述の使いまわし)上手といえよう。

って、しかし実際には、「ハンセン病問題が社会に広く認知されるようになり、問題が大きくされた一方で、問題の本質は矮小化されてしまった」と述べている（ここでまた徳永を参照）。ハンセン病問題のとらえ方を「外」からと、「現場」においてと、に二分したうえで、前者が後者を圧殺するなどの注意である。たとえば、小川正子を例にあげて、「外の人たち」は「正論」によって彼女に責めばかりを負わせているのではないかと著者はいいたいようにみえる。小川の「献身的な活動は、今では、民族浄化のための強制隔離政策に加担する行為だったと批判されているが」、「患者」にとっての「善き隣人」となった医師もいたのではないかと、かつて「患者だけではなく関係者一同を巻き込んだ、深い境界線が敷かれていた」（線は、引く、だろう）が、それは「圧倒的な拒絶とさげすみ」の意識や感情をもつ「外の人たち」が引いたのではないかと、著者は主張したいのだろう。

そして、小川正子を礼賛し、ついで批判したという太田正雄が参照される⁴⁾。太田は、小川の『小島の春』をして感傷主義の最後の記念作品としなくてはならないと唱えたという。だが、「かつての「救らい」の人たちと同じ感傷主義の片りん」がいまもみられるというとき、それを著者がみずからにも認めているのかどうか、記述は曖昧である。それはともかくも、「加害者でも被害者でもない、医療者のはずだった」ものたちが、その「善意に基づく行動が、結果的には社会統制のための強制隔離に加担してしまったことになる」という、その歴史を忘れてしまつては、「感傷主義は終わらない」し、また、「過去を糾弾することはできない」ので、「被害者が語る事実、あるいは加害者の弁明だけではなく、被害だけではない語りを集め、時代に忘れられ隠されてきた証言を集める作業が、まだ終わっていない」と、著者はうったえたのだった。感傷主義に陥らないために、そしてそれを排すために、「被害の語り」への特化をやめて、忘れられ知られてこなかった「被害だけでは

⁴⁾ 太田の議論については、前掲阿部「悲しみの根、悲しさのゆくて」を参照。なお[加藤・山本 2008]では太田の著述が孫引きされている。引用された2つの太田の著作は『木下杵太郎全集』（岩波書店）でかんたんにもみられるにもかかわらず、成田稔『ユマニテの人—木下杵太郎とハンセン病』（成田稔発行、日本医事新報社発売、2004年）からの孫引きだった。しかも、成田の著作の書誌情報を誤記し、引用に転記ミスがあり、引用の原文に太田と成田の混同がある。エスノグラフィの約束事を承知しないが、歴史学では確実に、またおそらく社会学でも文学でも孫引きをしないように学部の講義で教わるはずだ。

ない語り」を記録せよ、というわけだ。したがって、聞き取り - エスノグラフィは重要だ、となる。

さて、エスノグラフィとはなにか。[加藤・山本 2008] の扉裏に、わざわざ注意書きがあり、

「エスノグラフィ」とは、文化人類学の活動の中心であるフィールドワーク（現地調査）で把握した結果を書いたものである。しかし、単なる報告書ではなく、フィールドワークで得たさまざまな情報を、個別の社会的・文化的現実の全体性を表象するものとして提示しようという試み。

と解説されている。感傷主義への惑溺を避ける記述を模索する著者（たち）は、どうやら文化人類学をみずからのディシプリンとしているようだ。著者たちの修練の履歴が少しかがえたところで、では、彼女たちのハンセン病を論じる技術をみるとしよう。

～～～

それにしても [加藤・山本 2008] には誤りが多い。気のついたかぎりの箇所をあげておこう。下線部が誤り。

①「一九八八年（昭和六十三）、らい予防法による強制隔離政策は憲法違反の人権侵害であるとして、ハンセン病療養所入園者が国の責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」（以下、国賠訴訟と略）をおこした」（2 頁）→1998 年（平成 10）年が正しい。西暦、元号歴の年次をともにまちがえているのだから、たんなる誤記ではないだろう。同書 51 頁の「表 1 日本のハンセン病対策の主な流れ（明治期以降）」には「1998（平成 10） 「らい予防法」 違憲国家賠償請求訴訟、元患者が熊本地裁に提訴」とある。この年表はだれがつくったのだろうか。

②「国公立の療養所も、一九〇七年（明治四十）に開設されて」（49 頁）→癩をめぐる公立の療養所開設の始まりは 1909（明治 42）年、国立のそれは 1930（昭和 5）年が正しい。本文のすぐあと、51 頁の「表 1 日本のハンセン病対策の主な流れ（明治期以降）」には「1909（明治 42） 公立（府県連合立）ハンセン病療養所を全国 5 か所に開設」と記されている。

年表は本文執筆者とは別人が書いたのだろう。

③「一八六七年（明治元）の明治維新によって」（50頁）→慶応4年9月8日に改元がおこなわれて明治1年となる。この日を西暦、太陽暦であらわすと1868年10月23日。わたしは岩波書店発行（1968年）の『近代日本総合年表』をみた。

④「癩予防法が制定されたのと同じ年、一九三一年（昭和六）に、国立療養所の第一号となる長島愛生園が岡山県に開設された」（57頁）→1930年（昭和5）が正しい。さきの表1に「1930（昭和5） 国立ハンセン病療養所長島愛生園が開設（国立療養所第1号）／1931（昭和6） 「癩予防法」（旧法）の制定」とある。年表は本文執筆者とは別人が書いたにちがいない。本文では、癩予防法の制定と国立療養所第1号の長島愛生園開設を同じ年としているのだから、確信をもってそう記したとみえる。なお、「国立ハンセン病療養所長島愛生園」を正式な名称とする療養所はない。

⑤「細谷、二〇〇六年、頁一四六」（76頁）→畑谷が正しい。またここでの引用の仕方とてもおかしい。本文では「」をつけた引用として（波下線部）、「私たちは、検証会義の委員たちのように「徹底的に被害者の立場に立って、被害の現場でものを考える」⁽⁵⁷⁾」（細谷、二〇〇六年、頁一四六）のではなく」となっていて、後注（57）では、「検証会議で副座長を務めた内田は、「研究は第三者の立場にたつが、検証に第三者の立場はない。徹底的に被害者の立場に立たない限り、検証はあり得ない。」と述べている（細谷、二〇〇六年、頁一四六、一四七）。」となっている（416頁）。畑谷の著書の当該箇所をみると、「多くの研究者にとって、研究は第三者の立場に立つことです。これに対して、検証に第三者の立場はない、と私は思う。徹底的に被害者の立場に立たない限り、検証はあり得ません。だから、机の上で考えていては検証にならない。被害の現場でものを考えなければいけない、というのが私の考えです」となっている。[加藤・山本 2008]のなかで「」のなかは引用のはずだ。本文で引用し、後注でまた引用し、しかしどちらも原典とは異なるという不思議な記述である。加藤も山本も著書刊行時に大学の准教授ということだが、学生は、こうした引用を絶対にまねしないでください。

また、p.69 という表記は一般によくみるが、「頁六九」はこの本で初めてみた。では、cha.1

を「章一」（井上章一ではない）とするのだろうか。エスノグラフィ特有の記し方か。なお、「参考文献」の一覧では「畑谷」となっている。これは本文執筆者とはちがうひとが書いたはずだ。

⑥「それに、園内ですれ違う人が「こんにちわ」と挨拶してくれる」（128頁）→こんにちは、だとおもうが。これでよいのならば、「私わ北関東のいなかの学校で、看護師や理学療法士や社会福祉士の卵たちを相手に文化人類学という科目を教えている」（358頁）と記すべきではないか。

⑦「編著者名五十音順」との注記がついた「参考文献」の一覧（455頁）で、編著者名の順で、愛知県、青山、安部、天田、飯島、飯塚ときたところにつぎに、蘭、となっている（そのつぎは、池上）。蘭の正しい順番は、飯島のまえだ。あららぎ、と読めなかったのか、それとも、そうか、いぐさ、と誤って読んだのかもしれない、と気づいた。もっとも、いぐさは、蘭草、だけだ。

それにしても〔加藤・山本 2008〕には重複箇所が多い。〔加藤 2005〕との重複である。気のついたかぎりの箇所をあげておこう。

まずもって、〔加藤・山本 2008〕は奥付にも表紙や背表紙にも共著であることが明示されているが、執筆分担は明かされていない。ただ、「初出」一覧（424頁）で、第4章、第5章の第1節と第2節、第5章第3節の「初出」が示されている（いずれも執筆者は山本）。ただ、第4章の「初出」が2005年に発表した紀要掲載文章の「頁三一八」とあるのは、ちょっと不思議だ。わずか6頁分をそのまま転載したのか、それを数倍にふくらませたのか。確認する気はないし、してもしようがないだろうから、それはやめた⁵⁾。

ではこの「初出」に記された以外はすべて新稿なのか、いったいだれが執筆を担当したのか。「おわりに」は、「私たち」という主語があり、末尾には加藤、山本の署名があるからそのふたりの共同執筆なのだろう。「序章」の「私たち」もこのふたりだろう。第1章のそれも著者両名のようにみえるが、しかし、この章のいくつかの部分は、〔加藤 2005〕とま

⁵⁾ 2010年9月6日にCiNiiで検索したところ、「初出」にあがっている山本の稿は1つもヒットしなかった。また、「ハンセン病」と加藤尚子で検索したら、なにもヒットしなかった。

まったく同じだったり、いくらか書き換えたりしたていどの文章となっている。しかし、そのことはどこにも明示されていない。

第6章につけられた「エピソード・5 文化人類学の違和感=パート2」には、冒頭(358頁)にわざわざ、本文より小さな級数の活字で「加藤尚子『もう一つのハンセン病史』(医療文化社)に掲載した「文化人類学の違和感—おわりにかえて」(頁二三五—二四六)の続編」との附記があるものの⁶⁾、358頁から359頁にかけての9行分、360頁の10行分は、[加藤2005]と同じ記述である。それにくわえて、参考文献として巻末にあがっている2003年に発表された「加藤尚子、文化人類学と違和感、始良野、二八九号、頁四—八」(以下[加藤2003]とする)と同一、ほぼ同一の文章もあった。[加藤2003]の4頁上段6行めから下段5行めまでとほぼ同じ文章が、[加藤・山本2008]の358-359頁にみえる。また、

私は北関東のいなかの学校で、看護師や理学療法士や社会福祉士の卵たちを相手に文化人類学という科目を教えている。「いなかのがっこうはやまのなか—」というのどかな替え歌のフレーズがぴったりの毎日を送っている。[加藤・山本2008、358頁]

私は北関東の田舎の学校で、看護師や理学療法士や社会福祉士の卵たちを相手に「文化人類学」という科目を教えている。「いなかのがっこうはやまのなか」というのどかな替え歌のフレーズがぴったりの毎日を送っている。[加藤2005、235頁]

私は栃木県の大学で、看護師や理学療法士の卵たちを相手に「文化人類学」という科目を教えています。田舎の学校は山の中にあります。そっとのぞいて見てごらん、だれが生徒か先生か、みんなでお遊戯しています。[加藤2003、4頁]

と、この文章のお気に入り度は、かなり高い。5年にもわたってくりかえされたこの記述同様、いなかの学校の「のどか」さもかわらないのだろう。さすがに2005年にはみんなでの「お遊戯」をやめたようだが。著者が「栃木県の大学」から「北関東の田舎の学校」に異動したからか。

整理しよう。[加藤・山本2008]に[加藤2005]の続編として載せた文章に、[加藤2005]

⁶⁾ 「文化人類学の違和感—おわりにかえて」は正しくは「文化人類学の違和感—「おわりに」に代えて」だ。自分のかつての稿の題名もまちがえるとおり、ほんとうに笑いたくなるほど誤記が多い。

の文章、さらにそれよりもまえの [加藤 2003] の文章が再録されているのだ……？これはへん？…いや、おかしくはないんだ。[加藤・山本 2008] であちこちにおかれている短文のパートが「エピソード」と名づけられたことにあらわれていたとおり、これは、STAR WARS方式だったんだ。さかのぼっても新作。恐るべし、「違和感」。

～～～

☐こであらためて、加藤、ならびに加藤と山本の「目的と視座」を確かめておこう。

[加藤・山本 2008] は、その「序章」を「本研究の目的と視座」と題した。その冒頭で、「本書は、国立ハンセン病療養所におけるフィールドワークに基づいて、療養所の日常的暮らしの諸相とその変遷を明らかにしたエスノグラフィである」(1 頁) と提示している。本書は、「いまだ黙して語らないハンセン病療養所の入園者の声をとおして、ハンセン病元患者の生きてきた療養所の歳月を再現」した記述が内容となり、「ハンセン病療養所の日常生活とその変遷を、元患者の語りや文献資料をとおして明らかに」した意義があり、また、「本書に記録された証言は、今しか聞き取ることができない貴重な証言である」(2 頁) と史料としての重要性もあると、自分たちの成果を披露している。1998 年のらい予防法違憲国家賠償請求訴訟提訴と 2001 年の熊本地方裁判所判決、そして 2005 年の『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』(日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会義。以下『最終報告書』と略記する) 公開により、癩そしてハンセン病をめぐるさまざまな、たくさんの証言が蓄積され、それをふまえた研究成果もすでに発表されたのではなかったのか。そうした経緯をふまえてなお、彼女たちの作業にどういった意義があるのか。

確かにこの過程で、「ハンセン病患者の被害実態はほぼ明らかにされ」とともに(3 頁)、そうした達成があった一方で、いわば「被害の語り」(2 頁) が定着してしまったとみえるなかで、「差別と迫害の歴史を解明するためにも、[中略]「被害の中だけに生きてきたのではない」療養所の暮らしを検証する必要がある」と(4 頁)、加藤たちは唱える。

強制収用下のハンセン病療養所における断種・中絶、強制労働、外出禁止、違反者の監禁などの「被害」をクローズアップして取り上げるだけではなく、療養所の暮らしの諸

相と変遷を元患者の語りをとおして明らかにすることが、今こそ求められている。〔4頁〕と加藤たちは見定めていた。このとおり、ハンセン病をめぐる課題をかかげる著者が、鹿児島にある国立療養所星塚敬愛園でのフィールドワークにもとづいて、「入園者の視点」から入園者の暮らしを理解することを試み、療養所での暮らしの断片をつなぎ合わせて書きあげたエスノグラフィが、〔加藤・山本 2008〕だとみずから説いたのである（5頁）。

では、著者のいう「入園者の視点」とはなにか。「被害の語り」を述べた原告たちは少数であり、また、らい予防法廃止かららい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決、そしてハンセン病問題に関する検証会義の『最終報告書』提出までの経緯を経た現在、療養所において聞き取りをおこなえば、その多くが「被害者の語り」に聞こえるかもしれないが、実際は、「入園者のほとんどは裁判で証言することもなく、自らの経験を語ることもなく療養所で生涯を終えるであろう」との推察をふまれば、「被害の語り」とは異なる「入園者の声」が聞こえてくるという。著者の目的は、この「被害だけではない語り」を記録すること、そして、「療養所で子どもを産むことを許されない状況で生きざるをえなかった」が、「その状況の中で単に受身の存在として産まないことを強制され、人権を侵害された被害者として生きてきただけではなかった」（6-7頁）というその主体性をとらえようとするところにあるのだろう。著者は、「被害だけではない語り」にこそ、長い年月を生き抜いてきた入園者の暮らしの真髓を読み取ることができるのではないだろうか（7頁）と、これを療養所における語りとして特化する⁷⁾。著者のいう「入園者の視点」とは、ほとんど、「被害だけではない語り」にかざられてしまうようにみえる。

加藤と山本が、「先行研究」をどのようにとらえているかをみよう（10-12頁）。あげられた先行研究は7点。そのなかから学会報告や論文をのぞいたうえでもっともまとまりのある研究は、蘭由岐子の単著『「病いの経験」を聞き取る』（皓星社、2004年）となるとわた

⁷⁾ 著者は聞き取りにのみ依拠することなく、星塚敬愛園内で発行された逐次刊行物『始良野』も「貴重な一次資料」としてあつかい、聞き取りと文献とを「つき合わせて整合性を取ることが可能になった」と説明している。なおここでの「真髓」の語の用い方には違和感がある。「真髓」とは、その道の奥義や蘊奥という意味で、この2つの語の意味はだいたい、学芸や武術などの奥深い肝要な事柄、極意となる。極意とは物事の核心をいう。ここまできると「暮らしの核心」といったかったのかと推測できる。だがやはりおかしい。

しは判断した⁸⁾。また、[加藤・山本 2008]と「もっとも問題意識が近い研究」としてあげられた議論は、青山陽子「子どもを持つことの意味ーハンセン病元患者の語りから」という学会報告であり、その場にいないものにその内容はわからないので、これは議論のしようがない。蘭の研究も、[加藤・山本 2008]と「同じような視点から、ハンセン病療養所の入園者に対して、「被害者」という枠を外してとらえようとした研究」にふくめられたものの、しかし、両者のもっとも重要な相違として、「蘭の研究のように個人の生き方の解釈は行わないように努めている」と加藤と山本は明示している。また、青山とのちがいは、1つに、聞き取りをおこなう対象と、もう1つ重要な点として、子どもを産む、産まないことをめぐる「自己決定」と「タブー意識」との論じ方をあげている。複数の議論を参照するなかで加藤と山本は、主体や主体性という論点を得ていったようだ。

㊦ぎに、加藤と山本の示す「方法論的視座」を確認しよう。両名は、「ハンセン病関係者と交流する中で、歴史的事実がきちんと記録されていない危機感を抱くようになり、ハンセン病療養所での文化人類学的フィールドワークの意義を確信するようになった」（13頁）という。フィールドワークにもとづく研究方法として提示された「ライフストーリー」は、おもに桜井厚の議論（『インタビューの社会学ーライフストーリーの聞き方』せりか書房、2002年）に依拠している（16-17頁）⁹⁾。

女性入園者のライフストーリーは、彼女たち一人ひとりと私たちとの間の相互作用によって生まれたリアリティであり、そこには調査者である私たちのポジションが反映されていることにも留意する必要がある。〔17頁〕

また、

声なき人の声を聞き取り、それを記録したり編集したりしながらエスノグラフィをまとめていくという行為は、ポストコロニアル理論によって指摘されてきたように、表象すること自体のもつ暴力性から逃れることはできないといえる。〔19頁〕

⁸⁾ 蘭の著書については、滋賀大学経済学部Working Paper Seriesで論じる予定。

⁹⁾ ライフストーリー、ライフヒストリー、オーラルヒストリー、聞き取り、についてはべつに論じる予定。

と、この「ライフストーリー」を方法とするときの注意事項（ポジション、相互作用、表象、暴力性）も、いちおう、あらかじめ、示されている。フィールドワーク、エスノグラフィ、ライフストーリーの語であらわされる研究方法である。

加藤と山本の手法は、一見すると、文化人類学と社会学の準則や方法に依拠、その援用、参照をしているようだが¹⁰⁾、わたしにはほぼ無手勝流の議論にみえた。まず、彼女たちの議論の前提には、聞き取るべき「語り」をめぐって、それを被害と被害ではないとに分ける二分法があることをみななければならない。1996年から2005年までのおよそ10年を中核とした期間を、ハンセン病をめぐって広く社会において考察や議論がおこなわれた1つの時期とすると、このときには前者の「語り」が主調となり、そこからこぼれてしまう後者をすくいあげることで、ハンセン病問題の現実の全体や核心を把握できるとの見通しが述べられているのである。表象の暴力性を自覚している、蘭とはちがって個人の生き方の解釈はしないというが、初めから重点は、「被害だけではない語り」におかれているわけだし、しかも、「ライフストーリーの内的一貫性を吟味し、矛盾する場合には、より詳細なインタビューを重ねたり、直接矛盾点を本人に尋ね、私たちが語りに内的一貫性があると判断したライフストーリーだけを取り上げた」（20頁）というのだから¹¹⁾、全体とはいわばなにか足し算で把握できるかのような前提や、話者の「語り」に「内的一貫性があると判断」できる聞き手（著者）たちの特権性への無自覚さは、彼女たちが示すフィールドワーク、エスノグラフィ、ライフストーリーの語であらわされる研究方法において、すでに清算済みではないはずである。研究や論述をめぐる自明ではない前提や特権性を自己省察することなく、それを棚上げしての議論は、無手勝流にほかならない。立場性への留意や表象の暴力性への言及があっても、それは言葉だけの前置きにとどまっていて、その内実が示されず、議論はおこなわれていない。

¹⁰⁾ もっとも加藤はくりかえし「文化人類学と違和感」「文化人類学の違和感」を披瀝しているのだが、それを説くこととフィールドワークをおこなったりエスノグラフィを執筆したりすることとの関係がよくわからない。それはともかく「文化人類学の違和感」との記述はなにをあらわすのか？「文化人類学への違和感」なのか？

¹¹⁾ ここでは桜井厚「ライフストーリー・インタビューをはじめ」（桜井ほか編『ライフストーリー・インタビュー―質的研究入門』せりか書房、2005年）が参照されている。

「被害だけの語り」で、療養所の歴史やそこでの生をとらえることは誤りだとの考え方は、わたしも共有している¹²⁾。裁判と検証と研究を、ひとまず峻別したうえで、それぞれの原理において探究や表現の仕方が異なることは、すでに、細谷ではなく畑谷史代が示しているところである（『差別とハンセン病―「柵の垣根」は今も』平凡社、2006年）。畑谷と彼女が参照した元の議論は、ハンセン病をめぐる課題をもっと、あるいはもう少しいてねいにとほぐしている。加藤と山本は、さきに示した引用の粗雑にあらわれているとおり、先行する論点を見過ごしたり見誤ったりしているのである。

加藤と山本は、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟で「中心的役割を担っていた弁護士」の議論を参照して（236頁）、療養所在園者の「エンパワーメント」のために「生成」された構築物として「被害者の語り」をとらえ、それと「入園者の視点」とには「相違」があると読める記述をしている（239-241頁）。そこでは、「エージェンシー」という概念を提示し¹³⁾、入園者を「療養所の規則に縛られながらも、それに完全に支配されてはいない個人」ととらえ、「産む性である彼女たち自身が「産まない」と決定していた」様相を指摘したのである（242頁）。

ここでの記述の展開は、とてもはっきりとしている。さきにみた青山が指摘する、「産めない」という自己決定にタブー意識が関連していた」という論点に該当する事例があることを認めたとうえで、「しかし」、「子どもを育てる人がいないから子どもを産まない」「自分が育てられないなら子どもを産むってことは頭になかった」という声を例示して、これらの「語りにもみられる子どもを「産まない」という自己決定」を根拠として、さきに青山が指摘した「療養所にある子どもを産むことに対する強いタブー意識に関連させるこ

12) くわえて療養所を閉ざされた場所とだけみることも誤りだと考える。ただしこうした議論にはもう1つ「当事者性」という論点がつけかわることとなる。

13) ここでは田辺明生「人類学・社会学におけるエージェンシー概念について」（『季刊 南アジア：構造・変動・ネットワーク』2-1、1999年）が参照されている。ただし同稿は「コラム 研究余滴 全体集会の議論から」という区分に属する短文であり、同稿自体に「エージェンシー概念については、田中雅一氏から多くの示唆を受けた。田中氏のホームページの「主体からエージェントへ」も参照されたい」と記される1つのレファランスにすぎない（このホームページで指摘の頁はみつからなかった。最終確認2010年11月5日）。アルチュセールやフーコーを読めないにしても、もっと参照のしようがあるだろうに。

とは、彼女たちの主体的な判断を無視することだと考える」と批判したのだ。ここに、加藤と山本は、在園者が「主体的に判断していたこと」、「主体的判断の背後に、療養所で生き抜いてきた女性たちの、周囲の人々へのさまざまな思いがつまっていた」ことを確認したのである（243-245頁）。

従来は、「被害」と結びつかない「入園者の主体的な判断による自己決定」はかえりみられてこなかった、だから「入園者の視点」＝「被害だけではない語り」を聞くという姿勢を掲げるとき、「主体的な判断に基づいて子どもを産まないとする女性たちの自己決定に光を当てることができた」（245頁）と、加藤たちは自分たちのエスノグラフィの成果を讃えることができる。これまで主調だった「被害の語り」を聞こうとする姿勢では、療養所在園の女性たちは、療養所を統べる法と規範の客体となって「産めない」ものたちとばかりとらえられてきたが、いったん、「被害」という観点から自由になれば、療養所には「産まない」という「自己決定」＝「主体的な判断」をしてきたものたちをみつけることができる。

「産めない」と当人が想起しているのだから、それは重要だ、という主張の明快さがここにはある。

ただ、これと同様にごく単純な疑問がすぐにおもいうかぶ。なぜ、加藤と山本は、「産めない」という声を「主体的な判断による自己決定」と理解しないのか。たぶん返答はこれまた明快で、それでは「被害の語り」になってしまうから——癩そしてハンセン病の歴史を知らなくても、ちょっとものごとを考える賢しらがあれば、この主張は可能だ。

本としては粗雑なつくりが散見され、記述も単純となると、[加藤・山本 2008][加藤 2005]の2冊あわせて6700円あまりは、あまりに痛い出費か。でも、せっかく買ったんだから、両著での議論にもうちよとつきあおう。

⁵[加藤 2005]を読もう。この奥付にも表紙にも背表紙にも、加藤の単著であることが示されている。ついで扉をみると、そこには、書名、副題、著者名、著者の所属とならんで、「元身延深敬園長／網脇美智さんに聞く」と網掛け白抜きで印刷されている。この書は、はじめに、ハンセン病のことを初めて聞いた人のために、第1章～第4章(27頁～234頁)、

文化人類学の違和感、参考資料、文献、という構成がとられたなかで、第1章から第4章までのほとんどが、その綱脇からの聞き取りの記録となっているのだ。以前にわたしは別稿でこの書の書誌情報を記すにあたって、うっかり、綱脇と加藤による共著としてしまったことがある。それは誤りだった。だがそれほどにこれは単著にみえなかったのだ。本書は全290頁。第1章から第4章までで、つまり、ほぼ綱脇からの聞き取りだけで、本書全体のおよそ70%の頁数となる。話者の話しにも著作権が生じる。著作権云々をいわないにしても、道義として、いや礼儀として、綱脇との共著とすべきではなかったか。もともと、綱脇がそれを拒んだのかもしれないが、なにかそれを示す注記やコメントがあるわけではない。これを聞き取り記録とするのならば、せめて、加藤編としてもよかったのではないか。

内容をみよう。書名にいう「もう一つの」とは、国立ではなく私立の療養所、いまはもはや閉園となってしまっていて現存しない療養所、そして、同書の曖昧な記述から推測すれば、「人権侵害」がなかった、あるいは、「人権侵害が問題」（5頁）にならなかった療養所、ということなのだろう。

同書の「はじめに」で加藤は、「この本は、美智さんにとっての身延深敬園の記憶をまとめたもの」であり、「本書の構成は美智さんからうかがったお話をテーマ別に整理しているが、文章は美智さんの語りを忠実に書き起こすように努めた」という（10頁）。忠実に、とは一般に、実際のままに正確に、という意味だ。そして、

本書をまとめた私の意図は、最終報告書〔前掲『最終報告書』〕の見解に沿うような形で深敬園における人権侵害の実態を描くという立場を取っていない。〔11頁〕

と本書編集の意図を述べている。つづけて、

ハンセン病問題は過酷な人権侵害の歴史である。この点は明白であり疑いの余地がない。しかし、人権侵害の「被害者」としてのハンセン病患者、病者を抑圧した「加害者」としての療養所関係者というシンプルな対立的構図の元で、被害の責任を追及するだけでは、ハンセン病問題の全体像を把握することはできないのではないだろうか。／「隔離され抑圧された」ハンセン病療養所は、同時に生活の場でもあり、ハンセン病患者たちはそこ

で長い年月を生き抜いてきた。被害者・加害者という社会的枠組みで大きくくっついてしまう前に、ハンセン病を生きた人たちの現実をありのままに描くことから、見えてくる事実というものもあるのではないだろうか。〔11頁〕

——これがこの時点での加藤の、対象へのむきあい方である。議論はいたって明快。『最終報告書』にみられる「被害者」としてのハンセン病患者だけではなく、それに、療養所での生活者としての様相もくわえなければ、「ハンセン病問題の全体像」はつかめない、「ハンセン病を生きた人たちの現実をありのまま」に描き、そこから「事実」を示すためにも、聞き取りをおこなわなくてはならない。在園者に聞けばそこに「ありのまま」があり、「事実」を知ることができる、というわけだ。「被害」だけで療養所をあらわそうとすると、それでは在園者にとっての現実にはならない、というのだ。

このときの加藤は、エスノグラフィやライフストーリーについてお勉強をしていなかったのか、マリノフスキーも桜井も参照されていない。マリノフスキーの著作は当然のこと、桜井の著書ももう刊行されているときだ。ふたりにかわって、芥川龍之介が登場する。

自然にものを見ること、それを語ることは、一つの真実を突きつめる努力とは異なる。

たとえば、「羅生門的現実」というものの見方がある。芥川龍之介が小説『藪の中』で描いて見せた現象のことである。〔242頁〕

「羅生門的現実」というものの見方を援用して加藤はなにを主張するのか。それは、話者の語る「現実」である。

美智さんの証言は、あるいは歴史学の検証には耐え得ないもので、当事者であるハンセン病回復者の立場からは違う解釈ができるものかもしれない。また、療養所運営の記憶についても、行政上の記録とは異なる部分が、多々あるかもしれない。しかし、美智さんが語ったという点において、その物語は紛れもない事実であり、この物語は、美智さんにとっての「語られた事実」を忠実に書き写したものだ。語られたことは、そのまま「真実 (truth)」ではないかもしれないが、語るという行為にとっての「現実 (reality)」ではあるのだ。〔242頁〕

——語られた複数の内容は、それぞれに話者にとっての「現実」である。これが加藤のい

う「羅生門的現実」であり、加藤はこれを、療養所をめぐる証言や談話、そこでの聞き取りに適用する。だが、さきの引用部分は、話者の語るという行為を尊重しているようにみえて、そのじつ、とても失礼なものいいようになっている。歴史学研究をおこなうわたしは（わたしは歴史学研究者の多数派でも正統派でもないが）、「美智さん」であれだれであれ、その「証言」を「検証には耐え得ないもの」かどうかといった判定をしない¹⁴⁾。個人の記憶と公の記録とを対照して、前者に誤りがみつかったときに、それを否定することをしない。「検証には耐え得ないもの」かどうかを検査する対象は、その証言や記憶を元にした記述、加藤が好んで使う語を用いれば、「エスノグラフィ」を問うのである。さきに示した失礼とは、美智さんに対してであり、また歴史に対してでもある。

「羅生門的現実」というものの見方」をとりあげて加藤はなにを主張したのか、それは議論の展開がとても曖昧でよくわからない。それを推しはかって、単純化すれば、語られたことども（複数）にはそれぞれにリアリティがある、となるのだろう。

加藤は、「文章は美智さんの語りを忠実に書き起こすように努めた」と明記している。その文章を読むわたしは、「幼な心に、薄暗くて怖いなあと思ったのを覚えているの」などにみえる「……………の」という定型の語尾となる書き起こされた語りに、くりかえし出会うたびにつねにひっかかってしまう。これが「忠実に書き起こ」したという記録なのか。これが綱脇美智の語り口そのままなのか。そうかもしれないが、しかし、それを確かめる手立てがわたしにはない。これは、録音された音声をそのままに文字に置き換えた記録なのか。綱脇は、よどみなく、ゆきつもどりつすることなく話し、えー、とか、あー、だのの語をさしはさむことなく、流れるように、いいまちがえることもなく、話しをしたのか。こうした「語り」をつなぎあわせたところに、「ありのまま」に描かれた「ハンセン病を生きる人たちの現実」があるのか。

加藤はまた、「身延深敬園の物語はまだ終わっていない」と明記した。それというのも、「物語のほんの一部」しか「語っていただい」ていないし、話者の「判断」や著者の「解釈」

¹⁴⁾ 療養所における聞き取りについてわたし自身の関心や観点や論点を、滋賀大学経済学部 Working Paper Seriesで論じる予定。

で「本書には載せなかった逸話がたくさんある」し、また、「私〔著者〕の知る由もない語られない事実が、もっともっとたくさん残されているだろう」からである(245頁)。終わり、あるいは全体は、このときもやはり、いくつもの残りをつけくわえてゆくことで、そこに到達できると想定されている。亡くなったひとの話を聞くことはできない。そうするとここにいう物語は、終わることがない、となるのだろうか。記録者としての加藤は、なにを根拠に判断して、この「終わっていない」「物語」に区切りをつけるのか、彼女になぜその権限が与えられているというのか。それらはなにも示されていない。まさか、彼女が唯一の記録者だから、ということではないだろう。そして、本書刊行からすでに5年以上が過ぎた2010年現在の時点で、残された事実やこの終わっていない物語がどうなったのか、続編やその後の情報は公表されていない。少なくとも、わたしの目にはとまっていない。

7加藤の、また、加藤と山本の著作は、誤りやリサイクルの多い杜撰なつくりであり、無手勝流の議論が横行しているとかたづけなくてもよいとおもう。だがそうすると、くどいくらかえしとなるが、せっかく支出した6700円あまり(生協で買ったからもう少し安くなっていった)が無駄になってしまうので、せめて1つくらいは両著から論点を引き出しておこう。

加藤、そして加藤と山本の議論をごく単純にいうと、わたし(たち)が聞いた話者の語る内容は、療養所をめぐる1つのリアリティであり、1つでしかないとはいえ、これまで打ち捨てられ、なおざりにされてきた療養所の現実にはかならず、それは語る本人にとっての事実として尊重しなくてはならない、しかもエスノグラフィの記し方にしたがえば、フィールドワークで得たそれを「個別の社会的・文化的現実の全体性を表象するものとして提示しようという試み」となるのだから、これが療養者の人生の全体なのだ、となる。脱被害の聞き取りの大いなる成果というわけだ。

彼女たちの聞き取りの要点はただ1つ、「入園者の視点」、べつにいえば当事者性の尊重である。この1点突破で彼女たちはほかの議論を許容しない。彼女たちは、蘭の論述には療養者の生き方への解釈があるといい、したがって、それは「入園者の視点」とは相容れないので除かれてしまうこととなる。問題意識がちかいとみなした青山の議論も、それが

「被害の語り」につながってしまうとなれば、療養所に生きる人びとの「現実」にそぐわないと弾かれてしまう。加藤たちの議論は療養所の現実としての「語られた事実」なのだ、とみずから喝破されてしまったとなれば、ひとまず、反駁はむつかしくなる。

しかも、こうした語る在園者個人を、彼女たちは、療養所を覆う法と規範によって縛られた客体とはとらえない。もとよりそれらから充分に自由であったともいわない。療養所に生きる人びとを、抑圧され差別されたものたちとのみみることをせず、また、それに対抗した闘士としてひたすら顕彰することもない。できるだけ日々を生きた生活者としてみようとするならば、そのどちらかを選択することはない。

では、療養所に暮らした彼ら彼女たちは、いったい、療養所のなかでなにになったのだろう、なにとしてそこにいたのだろうか。加藤と山本は、療養所での結婚や子どもを「産まないこと、産めないこと」が、「どのようにとらえられていたかを明らかにすることは、入園者の暮らしの諸相を解明するためには不可欠の課題」だという（6頁）。この課題に対して、「ハンセン病療養所の暮らしの諸相とその変遷を、とくに結婚と子どもに焦点を当てて明らかにする」という本書では、さきのわたしの問いへの応答は示されるはずもない。

「産む性」（242頁）として女性をひとくくりにしてしまうと、それは認識における不当な暴力となる。結婚も出産もただの自然ではなく人為にほかならないのだから。そこに焦点をあわせるだけでは、療養所の日々はわからない。そして、こうした点を考える余地が加藤たちにはない。

「被害だけではない語り」やその声を聞くことによって、彼女たちはハンセン病問題をどのようにとらえたのだろうか。序章があっても終章のない本書では、議論の全体を総括する論述を知ることができない。本書でのハンセン病問題についての議論を、ごく単純化して抜き出すと、「医療者の〔中略〕善意に基づく行動が、結果的には社会統制のための強制隔離に加担してしまったことになる」（357頁）状況下で、在園者たちは、法と規範による統制に完全に支配されていたのでもなく、またそれらから十分な自由を得ていたわけでもなく、ともかくそれぞれに生きた、となろうか。これでは、茫漠とした曖昧な議論だ。

こうした、当事者性を尊重しつつ、彼ら彼女たちがこうむった暴力については、それを

社会や権力に還元する議論は、加藤や山本に固有なのではなく、ほかの研究者にも共有されているように見える。それは、荒井英子（『ハンセン病とキリスト教』岩波書店、1996年）や杉山博昭（『キリスト教ハンセン病救済運動の軌跡』大学教育出版、2009年）の言述にある¹⁵⁾。いずれも、法や規範が規定する現実や、当事者の視点や語りにあられる現実、いわば磐石の重さをみるのである。

ここにあげた研究者たちは、療養所の過酷さや悲惨さを否定しはしない。その状況や様相が想像力をこえるほどに凄まじいがゆえに、まるでそれに耐え切れないかのように、現実なるものの磐石さ抗わずに、それを認め、うけいれ、現実なるものをめぐって、それをこえる論述を放棄してしまったり、あるいは、ともかく生き抜いた個々の生に安寧を感じたりするように、わたしにはみえてしまう。当事者性を尊重するとともに、その当人たちをとりまく現実をもそのまま重視し、そして容認してしまうのだ。もとより過去をかえることはできない。そのうえで、すでにあった過去とはべつな、あり得たであろうもう1つの現実の可能性を展望せよ、といたいのではない。それはともすると、過酷な抑圧と差別と暴力の療養所という現実をこえるために、それを打破する力を過去の療養者にもとめることになりかねない。それは、戦うものとしての療養者像を声高に唱えることとなる。わたしは、それも不当だとおもう。

もともとことばを奪われたものたちから、語りにくさをふまえその声を聞く、あるいは、当事者性に即する、べつにいうと、されるものの側からの考察や視点の主唱は、歴史学の1つの、そして重要な方法として展開してきた民衆史研究ないし民衆思想研究や、ノンフィクションまたはジャーナリズムの論点でもあった¹⁶⁾。そうした動向とはべつなところで、それらの成果を参照することなく、当事者の側にたち、そこから現実やリアリティを提示するという主張があらわれている。ここにいう現実やリアリティとは、論者によって多少は異なるかもしれないが、それは事実を指しているといってもそう誤ってはいないだろう。

ハンセン病をめぐる運動——反差別と反暴力、抑圧の打破と被害者の救済を掲げ、それ

¹⁵⁾ ハンセン病とキリスト教とを主題とした文献の批評をべつに用意している。

¹⁶⁾ いまここで文献のレファレンスをする用意がないが、ひとまず、安丸良夫、鹿野政直、沢地久枝、本多勝一の仕事を念頭においている。

を目的とする運動は、当事者性を拠点とするフィールドワークとそれをふまえたエスノグラフィに足元をすくわれそうになっている。稚拙な仕事だから無視すればよい、とはならない。下手はそれなりに、一点突破でここ十年ほどのハンセン病をめぐる状況を転回させようとしているのだから——だって、当人が、当事者がそういっているんだよ。わたしたちを被害者という枠にだけおさめないで欲しいって。

さて、あたりまえの、初歩にたちもどって、史料というものの見つけ方、取り扱い方、そして読み方から、もういちどわたしたちは鍛えた方がいいだろう。

(2010年12月8日脱稿)

[附記] 脚注2に記した、ハンセン病市民学会に投稿した原稿は、提示された審査期間の2か月をおよそ3週間も超過して、ようやく11月20日付の審査所見が電子メールに添付されて送信された。出張で研究室不在となり、また祝日もあったため出勤せず、それを読んだのは11月24日となった。今回をふくめたハンセン病市民学会への3回の投稿のすべてにおいて、示された2か月の審査期間内に審査所見が届いたことは1度もなかった。督促をしてようやく連絡がきたこともあった。しかも、今回の審査所見は、①投稿原稿の論題の誤記を初めとしていくつもの誤字、誤記があり、②投稿原稿の課題設定をきちんと理解せず、③投稿原稿の全体をきちんと読んでいないとおもわせる内容となっていた。そのため、共著者と連名でハンセン病市民学会事務局に反論と提案の文書を、11月26日付で電子メールに添付して送信した。12月9日の時点で、事務局からはなんの連絡もない。